

令和 6 年度 第 1 回忠岡町環境保全審議会

議 事 録

- 開催日時** 令和 6 年 12 月 23 日（月） 15：00～16：30
- 開催場所** 忠岡町役場 3 階 研修室 1,2
- 出席委員** 【1 号委員（忠岡町議会議員）】
今奈良委員、小島委員、三宅委員
【2 号委員（学識経験者）】
下村委員、竹中委員、黒田委員
【3 号委員（地域代表）】
萬野委員、加藤委員、松阪委員、山川委員、石井委員、勝元委員
以上 12 名
- 欠席委員** 【3 号委員（地域代表）】
吉田委員、前川委員、内藤委員
以上 3 名
- 事務局** 新城部長、小倉次長兼課長、高木主査、白石主事
- 傍聴者** 0 名
- 議 事** 議案第 1 号 会長及び副会長の選出について
議案第 2 号 （仮称）阪南港北部公有水面埋立事業計画段階環境配慮書に係る
市町村長意見について（諮問）
- 配布資料** （1）（仮称）阪南港北部公有水面埋立事業計画段階環境配慮書
（2）（仮称）阪南港北部公有水面埋立事業計画段階環境配慮書（要約書）
（3）（仮称）阪南港北部公有水面埋立事業計画段階環境配慮書（あらまし）

(事務局)

それでは皆様おそろいでございますので、只今から令和6年度第1回忠岡町環境保全審議会を開催させていただきます。

本日は公私何かとお忙しい中、審議会にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の進行を努めさせていただきます、産業住民部次長兼生活環境課長の小倉でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

初めに、定足数を報告いたします。本日は、委員定数15名のうち、12名のご出席をいただいております。審議会条例第5条第2項の規定より、本審議会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは開会に先立ちまして、忠岡町杉原町長よりご挨拶を申し上げます。町長、よろしくお願いいたします。

(杉原町長)

忠岡町長の杉原でございます。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席を頂きまして誠にありがとうございます。

また、平素から町政各般、とりわけ環境行政におきまして、ご支援・ご協力を賜(たまわ)りまして、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、本審議会につきましては、長年開催されていなかったところではございますが、今後は委員の皆様の見解を賜りながら、環境基本計画の策定など、より積極的に環境施策を推進していく考えでございますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。また、本町は397haと日本一小さな町ではございますが、今後、環境アセスメント手続きを経る大きな事業が複数予定されております。

今回は、(仮称)阪南港北部公有水面埋立事業計画段階環境配慮書に係る市町村長意見を述べるにあたって、幅広い知見からご意見を賜りたく、諮問させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会の挨拶に代えさせていただきます。

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、お手元の委員名簿の順に委員をご紹介します。

《名簿順に委員紹介》

なお、吉田委員・前川委員・内藤委員につきましては、本日所用のため、欠席でございます。

続きまして事務局の紹介をさせていただきます。産業住民部長の新城でございます。改めまして、産業住民部次長兼生活環境課長の小倉でございます。生活環境課主査の高木でございます。生活環境課担当の白石でございます。

なお、本日は「議案第２号」に係る事業実施者として、大阪港湾局のご担当者様にもご出席いただいております。

当審議会は、公開としております。後日町 HP 及び情報閲覧コーナーにて会議録を公開いたします。つきましては、会議録作成のため、議事については録音させていただきますので、ご理解賜ります様よろしくお願いいたします。

なお、本日の傍聴希望者はございませんでした。

それでは、議事に移る前に資料を確認させていただきます。本日の資料につきましては、事前に送付させていただいております、「会議次第」、「（仮称）阪南港北部公有水面埋立事業計画段階環境配慮書」、「（仮称）阪南港北部公有水面埋立事業計画段階環境配慮書（要約版）」、「（仮称）阪南港北部公有水面埋立事業計画段階環境配慮書（あらまし）」の４点に、机上にご用意させていただいております「委員名簿」、「忠岡町環境保全審議会条例の写し」、「委員質疑書」、「当日スライド資料」の４点を加えた８点となります。

資料をお持ちでない方、不足のある方がいらっしゃいましたら、お知らせください。よろしいでしょうか。

それでは、議事に移らせていただきます。

まず、議案第１号「会長及び副会長の選出について」ということで、審議会条例第４条の規定により、委員の互選により会長及び副会長を選出させていただきたいと存じます。

委員の皆様がよろしければ、事務局案をご紹介しますと思いますが、いかがでしょうか。

<異議なし>

それでは、事務局案といたしまして、会長に竹中規訓（たけなかのりみち）委員、副会長に下村泰彦（しもむらやすひこ）委員を推薦いたします。竹中委員におかれましては、主に大気に関する環境科学の専門家であり、下村委員におかれましては、まちづくり・景観に関する専門家ということで、本町の環境について審議するにあたり他に得がたい知識・経験をお持ちでいらっしゃるからこそ推薦いたしました。

ただ今の事務局案にご賛同いただける場合は、拍手でお答えいただきますようお願いいたします。

<異議なし>

ありがとうございます。それでは、竹中委員につきましては会長席に、下村委員につきましては副会長席に、ご移動をお願いいたします。

それでは、竹中会長におかれましては、就任にあたりひとことご挨拶をいただければと思います。竹中会長、お願いいたします。

(竹中会長)

ただ今会長に推薦いただきました、大阪公立大学の竹中と申します。本日はこの審議会にお集まりいただきどうもありがとうございます。私は、大気化学を専門に研究しておりまして、隣町の泉大津市で、学生時代から大気や水質の調査をしています。今は環境審議会の方にも加入しており、岸和田市の方では、今は他の先生に譲りましたが、環境審議会を10年ぐらいしておりましたので、その間にある忠岡町の環境につきましては似たようなところかなと認識しております。最近の環境問題というと、温暖化とか気候変動など大きな問題が多いですが、やはりまちの環境という他にいろんな問題があり、住民が安全に安心して暮らせるまちづくりにおいては欠かせませんので、そういうところに注目して、環境行政を頑張っていきたいと思っております。この会について、最初私はごみ焼却所のことという事でお聞きしていたんですが、急遽、今日視察に行きました貯木場の埋立の話、環境アセスメントに関して行われるという事になりました。アセスメントが適正に進みますように、ご意見、アイデア等いただければと思いますので、何卒よろしくお願いいたします。簡単ですけども、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、議案第2号に移らせていただきます。議案第2号は「(仮称) 阪南港北部公有水面埋立事業計画段階環境配慮書に係る市町村長意見について」でございまして、諮問案件となっております。まずは、杉原町長より、諮問書をお渡しさせていただきます。

(杉原町長)

大阪府知事より、(仮称) 阪南港北部公有水面埋立事業に係る計画段階環境配慮書について、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第3条の7第1項の規定に基づき、令和6年12月16日付けで意見提出依頼がありました。

つきましては、環境の保全の見地から町長意見を発出するにあたり、専門的かつ多角的な意見を伺いたく、貴審議会の意見を求めます。どうぞよろしくお願いいたします。

(竹中会長)

適正に審議させていただきます。

(事務局)

なお、町長につきましては、他の公務のためここで退席させていただきます。

(杉原町長)

よろしくご審議の程お願いいたします。

(事務局)

これ以降の議事進行につきましては、審議会条例第4条第3項の規定により、会長にお願いしたく存じます。竹中会長、よろしくお願いいたします。

(竹中会長)

はい、それでは会の方を進めさせていただきます。

今日の次第によりまして、議案第2号の方で、（仮称）阪南港北部公有水面埋立事業に係る計画段階環境配慮書の市町村長意見について諮問がありましたので、それに関わる事業の内容について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

本日は、事業実施者である大阪港湾局様が見えられておりますので、環境影響評価の事務手続きや事業の概要、また配慮書の内容について事業実施者からご説明いただきたいと思いますのですが、会長よろしいでしょうか。

(竹中会長)

よろしくお願いいたします。

<資料説明>

(竹中会長)

ご説明ありがとうございます。

それでは、ただ今の説明に関しまして、また、事前に配られている配慮書の内容に関しまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

(勝元委員)

個人的には、貯木場内の潮流が一番大きく、B案が一番影響があるように思うのですが。

(大阪港湾局)

委員のおっしゃる通り、埋め立てにより水の流速や流況は変わりますが、A案・C案では、海流を阻害するものがないところに埋め立てることになるため、それと比較すると、B案により流速等が変わる方が影響が小さい、という評価をしたものです。

(勝元委員)

水門からの潮の流出入が実際はかなり強く、過去には材木が水門から流れ出ていくような事例もある程です。B 案が一番影響が少ないという事はないのではないかと思います。

(大阪港湾局)

B 案では、すべて貯木場を埋める立ててしまうのではなく、一部水面を残すことを考えているため、A・C に比べると、影響は一番小さいという評価をしています。水面が残る計画のため、今まで同様、外側の海の水位が干満により南北水門からの潮流はあろうかと思いますが、環境に与える影響という面で言うと今と変わらない、他の案で潮の流れを遮断してしまう方が影響が大きい、という理解をしているところです。

(勝元委員)

調査を進めてほしい。意見として、B 案を埋め立てることによる影響は大きいと考える。

(竹中会長)

今の内容について、今後可能な範囲で、調査及び評価していただくようお願いいたします。

(大阪港湾局)

方法書以降は1つの案に絞らせていただいて、それについてももう少し詳しく調査をしていくように考えている。今いただいたご意見の内容についても、検討をしていく。

(下村委員)

環境影響評価法における第1種事業の基準が50haであったかと思いますが、わざわざ50ha以上の事業としたのはなぜですか。

今後ABCのどれかとともに事業をやらないという選択肢もある中で、この配慮書ではほとんどが定性的な評価であるように思います。今後は、他の案に比べてB案がより影響が少ないという結論の妥当性が求められるため、定量的な評価が必要になってくると思いますが、これについてはいかがでしょうか。

また、項目については、埋め立て土砂について、飛砂対策どうするかが気になります。配慮書の段階でも検討されるべきではないでしょうか。

先ほどありました、B案が一番影響があるのではないかという意見ですが、魚種や漁場への影響に関する質問にも聞こえたので、その点についても補足説明していただけたらなと思います。

(大阪港湾局)

まず、50ha としたことについてですが、R4・5 で基礎調査を行い、阪神高速湾岸線の橋脚に土圧が影響するという結果が出ているため、橋脚から暫定で 90m の離隔をとった範囲が 50ha 少々であったため、この結果を基に法の第一種事業として今の環境影響評価をスタートしています。今後、測量やボーリング調査を実施した上で改めて協議をしますので、50ha を切る可能性もまだあります。

どのような評価をするのかという点につきましては、現時点では、配慮書の作成ガイドラインや主務省令に従って、新たに調査するのではなく既存資料からの定性的な評価を行っているところです。今後の方法書以降の手続きにおいては、現地調査を踏まえて、もう少し精度の高い定量的な調査を実施していきたいと考えています。

三つ目の項目についても、主務省令に従って水環境、動物・植物・生態系、景観、人と触れ合う活動の場の 4 項目を選定しており、こちらも方法書以降の手続きにおいて、ガイドラインや主務省令に従って進めていくことになりますので、他の項目については必要に応じて検討していきたいと思います。

4 つ目のご質問についても、今後現地調査で把握した上で、必要に応じて検討していきたいと思っています。

(下村委員)

眺望に関して調査項目では影響は少ないといった記載になっていたと思いますが、埋め立て後の土地利用によって大きく変わるところだと思います。

また、府の河川整備委員会で計画作成に関わらせていただいた経験から、越流に対しての安全性の確保が今すごく求められているところですので、今後しっかりと調査を行っていただきたいと思います。感想のような形ですが、以上です。

(竹中委員長)

慎重に調査を進め、ご検討いただきたいと思います。

(黒田委員)

黒田です。私自身、大学で海洋環境や、海と人のつながりといった面で研究していますので、そこから 2 点質問させていただきます。

大阪湾や瀬戸内海は、埋め立てで環境悪化が進んできた歴史があり、法律で埋め立てについてはシビアに評価されます。特に配慮書でも書かれている瀬戸内法について、検討していくと書かれていますが、単に産業用の土地が必要というだけでは、埋立てる理由付けが足りないように思います。この点について、どのように進めていくのかお伺いします。

また、海と人の触れ合いという点で、B案が一番影響が大きいのではないかと思います。大阪湾は今でも府民の関心が低く、近くて遠いような海になっていますので、この貴重な海水面が失われるというのは、海を研究している者としては心配なところですが。先ほどもあったように、漁師の方や木材コンビナート協会さんといった現場の方々からも色々な意見があると思いますし、住民の方の海との触れ合いの場として貴重なものだと思いますので、そういった面での影響についても、詳しく調べてもらえればというのが2つ目の意見です。

(大阪港湾局)

瀬戸内法については、我々としても認識しているところです。このB案の場所については自然海岸ではないことから、影響は少ないのではないかと考えています。周辺に与える影響が一番少ないものを採用していきたいと考えています。

また、人とのふれあいといった面についてですが、配慮書という段階においては、どうしても既存資料からの定量的な評価になります。これから進めていくにあたって、あまり影響を与えないように進めていきたいと考えています。

(勝元委員)

今後はB案で進めていくという認識でしょうか。実際にこの中では、うなぎの稚魚や、太刀魚、しらすが育っていることもあり、漁業をしている身としては、B案が一番環境影響が大きいと感じています。

(大阪港湾局)

今後、現地調査を実施しますので、その結果も踏まえて進めていきたいと思っています。

(竹中会長)

A案・C案も選択肢として残ってくるというわけですか。

(大阪港湾局)

今回の配慮書に対する意見を受けて、方法書に反映させていきたいと思っています。

(山川委員)

忠岡の土地が増えるのはうれしいことですが、町民の一人としては、A案であればうれしいなと思います。

(土地の使用目的について) 産業と物流用地の創出に限られているのでしょうか。例えば大学を誘致したりはできないのでしょうか。

(竹中会長)

目的については私も引っかかっているところがありまして、「貯木場の利活用～」の記載から、最初から B を見ているような書き方になっているので、修正が必要かなと思っています。先ほどのご意見も踏まえてお願いします。

(大阪港湾局)

土地利用については、忠岡町さんと岸和田市さんが作成された木材コンビナート貯木場利活用ビジョンが大元になっています。そこには既存産業ゾーンや先端産業ゾーンなどがありますので、先端産業ゾーンの中で先ほどおっしゃったような研究ゾーンはあるかと思っています。

目的についてはおっしゃるような書き方になっていますので、方法書以降では、記載を改めていきたいと考えます。

(三宅委員)

B 案がなくなった場合、A 案も C 案もなくなるということでしょうか。

(大阪港湾局)

今のところ我々の事業としては B 案が一番影響が少ないと考えています。色々な意見をいただいておりますので、今後の方法書以降の手続きの中で、B 案がよくなかった場合は、別の案でまた配慮書からやり直しとなる可能性はあります。

(竹中会長)

土壤汚染について、評価項目として選定しないとなっていて、理由として土壤汚染の原因となる物質を含む土砂を搬入しないと書かれていますが、その保証はどこにあるのでしょうか。どこから運び込むのかも含めて、その根拠はどこにあるのでしょうか。

(大阪港湾局)

現時点でどこの土をどうするといったところまではまだ至ってませんが、事業者として受入れ土砂の基準を設定します。この中で土壤汚染の原因となる物質は受け入れないという基準を設けますので、このような書き方になっています。

(勝元委員)

どういう土砂を入れるのかという話ですけれども、大津川の河口付近は、船の出入りができないぐらい土砂によって浅くなるので、毎年掘ってもらっています。

公有水面の埋立開始後も、この大津川の浚渫については引き続きお願いします。

(竹中会長)

他にはございませんか。それでは、他にないようですので、以上といたします。
短時間のご説明でしたので他にもご意見あると思いますが、後からでも事務局の方で、本日の内容について引き続き質疑を受け付けることは可能でしょうか。

(事務局)

委員からの質疑につきましては、この審議会終了後も受付いたします。
質疑については、お手元の委員質疑書により、令和7年1月10日までに事務局へご提出いただけたらと思います。
いただいた内容については、事業実施者に問い合わせの上、次回の審議会までに委員の皆様と共有いたします。

(竹中会長)

それでは、本日挙がった意見と質疑書の内容を踏まえて、次回の審議会において答申を行いたいと思います。答申案については、会長預かりとして事務局と調整のうえ作成し、次回審議会において評決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

<異議なし>

ありがとうございます。それでは、議案第2号については以上となりますので、進行を事務局にお返しいたします。委員の皆様、ありがとうございました。

(事務局)

竹中会長、ありがとうございました。
次回、令和6年度第2回忠岡町環境保全審議会につきましては、令和7年1月28日(火曜日)14時からを予定しております。後日、改めて文書にてご案内いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。
これをもちまして、令和6年度第1回忠岡町環境保全審議会を終了いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中長時間にわたりありがとうございました。